

2章 基本ルール

2-1	サイン設置の考え方	10
	(1) 効率的かつ効果的なサイン設置の考え方	
	(2) 配置	
	(3) 集約	
	(4) 再配置	
2-2	デザイン統一の考え方	17
	(1) 形状	
	(2) 素材	
	(3) 地色と図色の考え方	
	(4) 色の組み合わせ	
	(5) 地色と文字色の基本色の設定	
2-3	表示面の基本ルール適用の考え方	23
	(1) ピクトグラム of 積極的使用	
	(2) 文字情報の精査	
	(3) ピクトグラム of 使用ルール	
	(4) 書体の共通使用	
	(5) 文字サイズ	
	(6) 多言語表記	
	(7) 設置位置	
	(8) 設置向き	
	(9) 設置高さ	
2-4	維持管理の考え方	31
	(1) 管理台帳	
	(2) メンテナンスの考え方	
2-5	仮設サインの設置ルール	33
2-6	設置可否一覧	40

2-1

サイン設置の考え方

公共サインの無秩序な設置は、時間が経つにつれて情報伝達、景観調和、安全性、維持管理等の点で問題が生じることとなるため、当初の段階で施設全体での体系的かつ統一的な常設サインの設置を計画しておくことが重要である。また、サインの設置後は定期的に効果の検証及び見直し検討を行い、再配置等による最適化を図ることが望ましい。

● 常設サインを基本とし、仮設サインは原則設置しない

やむを得ず仮設サインを設置する場合のルールはP33～39によるものとする

● 計画のフロー



STEP 1 サイン計画

1. 必要なサインの抽出を行う。

(例) 案内サイン、誘導サイン、
マナーサイン、禁止サイン、
注意喚起サイン等



施設全体で色彩と情報伝達の統一された計画

2. 動線や建築物のデザイン、施設
の特性、周辺環境を考慮して必
要かつ最小限のサインを効率的
に設置する。

STEP 2 見直し検討

- ・ サインの設置後、半年若しくは1年を目安にサインの効果を検証し、設置位置や情報伝達等に不備がないかを確認する。

STEP 3 サインの適正化

- ・ 見直し検討の結果に従って、設置位置の変更、情報伝達性の向上を図るために必要最小限の増設若しくは撤去など設置基数や表示内容の最適化を行う。
- ・ 維持管理の過程でサインの増設や表示内容の変更を行う場合は、全体計画との整合に留意する。

(1) 効率的かつ効果的な
サイン設置の考え方

1. 建築物や工作物の意匠を損なわないように、サインと建築物、工作物との一体化を検討する。



2. 施設利用者や通行者が自然に目にする位置など最も効果的な位置に設置することで、必要最小限の表示面(サイズ)とする。

○ 良い例



サインは小さいが目に付く場所にある禁煙サイン(ベンチ座面)

× 悪い例



必要以上に大きくサインを設置すると景観を阻害する

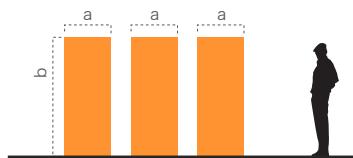
(2) 配置

安全性の観点から、通行者の支障にならない配置を基本とし、サインによって危険な死角ができないよう配慮する。

複数のサインを設置する際は高さを揃え、均等に配置することで一体感を出す。

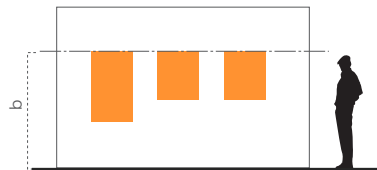
○ 良い例：高さを揃える、均等に配置する

1. 整列させる・サイズを揃える



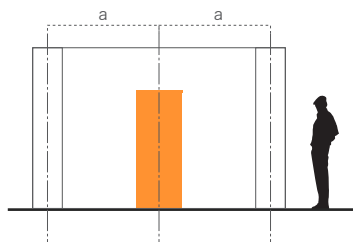
整頓された同一形状により一体のサインとして認識できる

2. どうしてもサイズが合わない場合は高さを合わせる



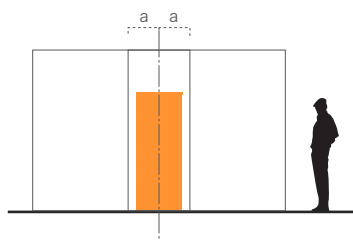
高さが揃っていることで一体のサインとして認識できる

3. 柱間の中心に合わせる



柱間の中心に納めることで違和感を感じさせない

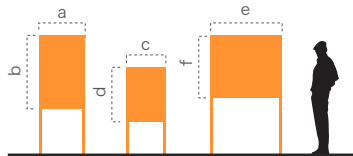
4. 柱の中心に合わせる



柱に綺麗に納めることで建築デザインを損ねない

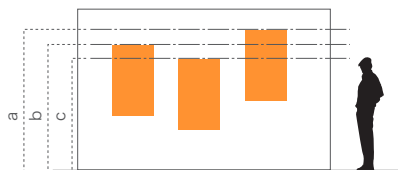
× 悪い例：高さが合わない、乱雑に配置する

5. 整列していない・
サイズが合っていない



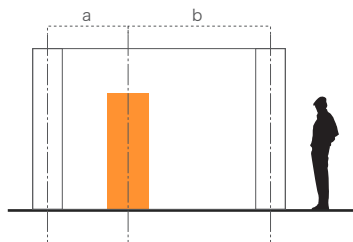
乱雑な配置は美観を損ねる

6. 高さが合わない



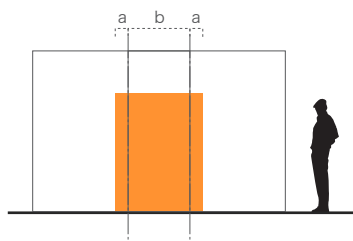
設置高さが揃っていないと情報が読み取りにくい

7. 柱間の中心に合わない



建築デザインのリズムに合わず、違和感がある

8. 柱や壁面からはみ出す



柱に納まらず建築物のデザインを損ねている

(3) 集約

複数のサインが乱立していると、景観阻害要素になるだけでなく、情報が伝わりにくくなる要因にもなりうる。

1つのサインに情報を集約することで景観への配慮と、効果的な情報伝達が可能となる。

● 集約の方法

1. 複数のサインを1つに集約

「路上喫煙禁止サイン」や「ゴミは持ち帰りましょう」等の施設利用情報系サインは、個々に近接して設置されているケースが多く見受けられる。

このような場合には、近接しているこれらのサインの情報を同一板面に整理・集約し、基数を減らすことですっきりした印象を与えることができる。

バラバラに乱立する情報を、



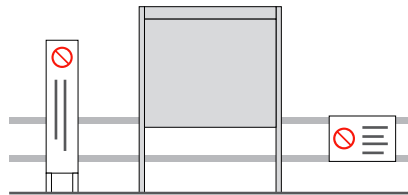
同一板面に集約する



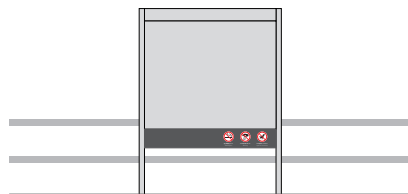
2. 掲示板等の大型サインに集約

近接して「掲示板」等の大型サインが設置されている場合は、サインの下部等に情報を整理・集約する。

様々な種類、サイズのサインが近接して乱立している場合、



掲示板等の大型サインに、施設利用情報系サインの情報を集約する



(4) 再配置

設置したサインの効果を定期的に検証し、設置位置や老朽化、情報伝達等に改善点がないかを確認する。

見直し検討に従って、設置位置の変更、定期的なメンテナンス、情報伝達の再調整、設置基数の最適化を行う。

● 恒久的な情報が仮設サインの場合、常設サインに切り替える



● 老朽化した常設サインは、耐候性のある常設サインを再設置する



● 設置効果のないサインを撤去する



道徳啓発サイン



仮設かつ設置効果のないサイン



長期間放置されたままの常設サイン

2-2

デザイン統一の考え方

公共サインを周辺景観との調和を図りつつ、容易に認識される要素とするため、形状及び素材、色彩等のルールを設定することにより、本市のサインとしての統一性を確保する。

(1) 形状

水平垂直でシンプルな形状により景観との調和を図ることを原則とする。

ただし、空間の性質やサインの大きさによっては、景観と調和しつつ良質なアクセントとなるデザインを検討する必要がある。

- ・ 景観の中で突出しない水平垂直の形状を基本とする。
- ・ 過度な装飾は行わず、シンプルな形状とする。
- ・ 施設のデザインに合わせて特殊な形状とする場合は、施設管理者及び景観担当部署と別途協議を行う。

○ 良い例：景観の中で突出しない、水平垂直でシンプルな形状

1. 景観の中で突出しない形状



2. 水平垂直でシンプルな形状



× 悪い例：形状がバラバラだと、それぞれが主張しあい一体感がない

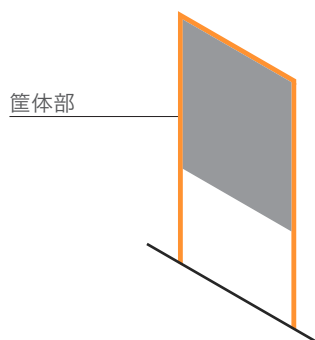
形状がバラバラ



併せて、景観上推奨する形状及び素材など構造等の詳細を取り組み事例の中で紹介する本デザインマニュアル02_資料編を参照する。

(2) 素材

本体の素材は、維持管理の観点から屋外で年月が経過しても、劣化しにくく、素材の美しさを保つ事ができるものを使用する。



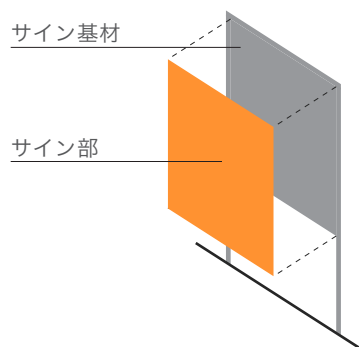
● 筐体部（下地となるフレーム）

- ・ 筐体は素材によって亜鉛溶射若しくは溶融亜鉛メッキ等の防食処理を施し、高耐候性塗装仕上げを基本とする。また、SUSや石材等、素材自体に耐候性のあるものの使用を検討する。歩行者系案内サインは、より高耐候性の塗装仕上げであるステンレスフレック入り景観塗料等の使用も検討する。

参考：溶融亜鉛鍍金の上に塗装した時の耐用年数（単位：年）

亜鉛付着量	田園地帯		海洋地帯		工業地帯	
	メッキのみ	2重防食	メッキのみ	2重防食	メッキのみ	2重防食
g/m ²						
107~229	4~15	10~25	2~11	7~24	1~4	5~15
305~488	18~37	35~50	13~28	25~46	5~6	12~30

※日本溶融亜鉛鍍金協会資料より



● サイン基材（印刷やシートを貼りつける板面）

- ・アルミ板、アルミ複合板、SUS、防腐処理を施した木材、石材等を使用する。
※通り名称や公園のサインで木材を使用する場合は防腐処理を施す。
- ・ポリカーボネートは、耐候性に乏しく恒久的なサインには不向きのため、使用を控える。

● サイン部（印刷面）

- ・案内図等の細かい情報の場合、将来的な張り替えやメンテナンスを考慮し高耐候性のインクジェットシートを基本とする。
- ・ピクトや色数が少ない文字を印刷する場合、周辺環境や用途、基数、コスト等の条件を整理し、下記の表を参考に適した印刷方法を検討する。

参考：印刷方法の比較（単位：年）

印刷方法	カッティングシート	高耐候性インクジェット出力	シルク印刷 ^{*1}
耐用年数 ^{*2}	5～7	5～10（10～20） ^{*3}	5（10～20） ^{*3}
メリット	・様々な種類のシートがある ・部分的な貼り替えが可能	・細かい文字や写真などの高解像度の印刷が可能	・素材の良さを活かした質の高いサインが可能 ・どんな素材にも印刷可能
デメリット	細かい表示の製作が困難	部分的な修正ができない	版が必要なため多色印刷は高価
用途	単色の情報掲出	案内サイン	施設銘板等単色の情報掲出 ^{*4}

*1：代替法として、製版を必要とせず耐候性のあるUVダイレクト印刷がある。

*2：耐用年数は環境によって大きく左右されるため、数値はあくまで目安である。

*3：特殊コーティングにより耐候性が増し、耐用年数を伸ばすことができ、落書きや傷にも対応可能。

*4：上記以外に施設銘板に適した方法として耐久性と意匠性に優れたエッチングがある。

(3) 地色と図色の考え方

情報伝達の観点から、サイン自体が目立つのではなく、景観に調和しつつ、表示する情報をわかりやすく伝える色彩とすることを基本とする。

- ・ 視認性を確保するため地色と図色のコントラストが重要であることから、明度差を確保した配色とする。
- ・ 禁止系のピクトグラム（赤色）など地色とのコントラストが十分に確保できない場合は、周囲を白色で縁取る等明度差を設ける。

縁取りなし



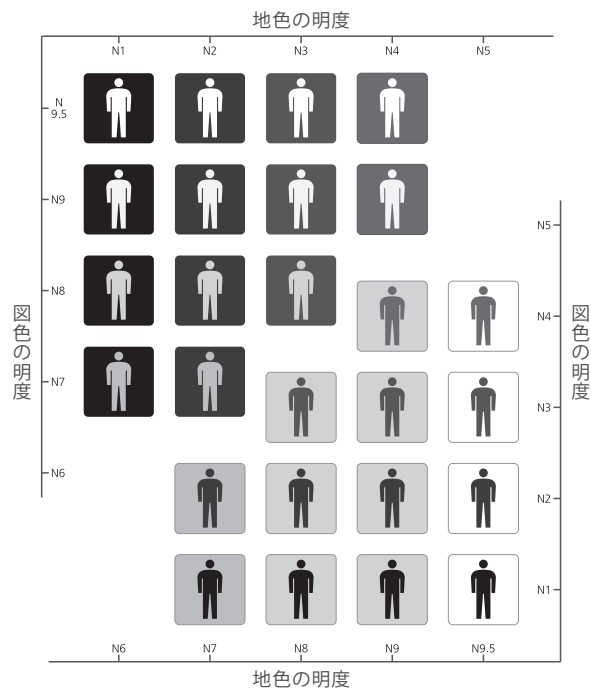
× 赤色と地色が見分けにくい

縁取りあり



○ 十分なコントラストが確保でき認識しやすい

- ・ 地色と図色の対比例



出典：「ひと目でわかるシンボルサイン」（平成13年12月、公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団）

(4) 色の組み合わせ

多様な色覚に配慮し、誰にとってもわかりやすい色の組み合わせとする。

・高齢者・色弱者への配慮

高齢者及び色弱者に配慮し、見分けにくい色の組み合わせを避けるとともに、表示要素ごとの明度差の確保に留意すること。

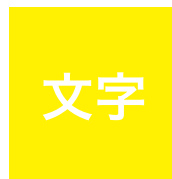
<見分けにくい色の組み合わせ例>

青と黒、黄と白、赤と緑、赤と黒、緑と茶、黄緑と黄、紫と青、赤と茶、水色とピンク

× 悪い例：見分けにくい色の組み合わせ例



青色と黒色



黄色と白色



赤色と緑色



赤色と黒色

× 悪い例：情報伝達に配慮がない色の組み合わせの実例



(5) 地色と文字色の
基本色の設定

- ・地色は、景観に調和する低明度、低彩度の落ち着いた色を選択する。
- ・景観調和の観点から原則として白色は地色に使用しない。
施設の色彩計画により白系の色を使用する場合は、真っ白ではなく薄灰色を使用する。
- ・施設や事業の特徴等で独自性を尊重する必要がある場合には、他の色を用いることができるが、景観担当部署と協議のうえ情報伝達や景観に十分に配慮した色を用いる。
- ・文字色は、様々な色を用いず、無彩色（白～黒色(N4程度)）を基本とする。英文にあっては白色も含め、和文強調のため若干明度を下げるよう細部まで工夫を行い、より見やすくなるように配慮する。

	使用箇所	基本色
地 色 の 色 彩	都市部のサイン	ダークグレー N-35 / 5分艶（日塗工）※ マンセル値：N3.5（5分艶）
	自然や緑と調和を図る場合	ダークブラウン 25-30B / 5分艶（日塗工）※ マンセル値：5Y3/1（5分艶）
	地色に白系を使用する場合	ライトグレー N-82～87 / 5分艶（日塗工）※ マンセル値：N8.2～N8.7（5分艶）

※（一社）日本塗料工業会（JPMA）

※原則、地色には上記の色を使用するが、道路管理者が特に危険な場所に設置する緊急を要する注意喚起サインについては、景観担当部署と協議のうえ、次の色を使用することも可能とする。

イエロー マンセル値：5Y8.5/12

● 退色

太陽光や風雨といった自然環境は退色を引き起こす要因となる。サインは屋外に設置されるため、退色を考慮した色づかいとすることが望ましい。



印刷物を太陽光に長時間あてると、インクの品質によって波長が短い赤・紫・黄色等の色彩は紫外線に吸収されやすく、退色しやすい。特にカッティングシートは退色が早く、一方で青・黒色は退色しにくい。

2-3

表示面の基本ルール
適用の考え方(1) ピクトグラムの
積極的使用

ピクトグラムは、視覚的な図による表現で内容の伝達を直感的に行うことができるため、言語の種別を問わず情報伝達の有効な手段である。特に施設利用系サインにおいては積極的にピクトグラムを併用し、端的にわかりやすく伝えることを原則とする。

○ 良い例

✕ 悪い例

一次情報/ピクトグラム

- 直感的に伝える
(大きく目を引く)

二次情報/文字情報

- 補完的に伝える
(端的でわかりやすい)



(2) 文字情報の精査

文字情報を精査し端的に表記することで、すばやくわかりやすく伝える。

○ 良い例

✕ 悪い例

一次情報/ピクトグラム

- 直感的に伝える
(大きく目を引く)

二次情報/文字情報

- 補完的に伝える
(端的でわかりやすい)



(参照：4-1.ピクトグラムの一覧 /4-2.西宮市オリジナルのピクトグラム)

(3) ピクトグラムの
使用ルール

標準案内用図記号（大部分がJIS規格化）及びJISのピクトグラムの使用を原則とする。標準案内用図記号及びJIS、本マニュアルが規定する記号がなく、独自にピクトグラムを作成する必要がある場合は、標準案内用図記号のイメージを尊重したデザインを景観担当部署と協議した上で決定する。類似のピクトグラムは安易に作成・使用しない。

● ピクトグラム例（標準案内用記号/JIS）



参照：「標準案内用図記号」公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団

※ 平成29年7月20日に改正された「案内用図記号のJIS改正（JIS8210）」
において更新されたピクトグラム及び名称。

● 西宮市オリジナルピクト例



フンの始末をしてください
Dog waste must be cleaned up



バーベキュー等の火気使用の禁止
No barbecues or fires

(4) キャラクター等の使用

みやたん等のキャラクター及びイラストなどは原則使用しない。

(5) 書体の共通使用

- ・使用する標準書体は、次のとおりとする。但し、施設名称サイン等でこれにより難しい場合は、別途景観担当部署と協議する。
- ・ポップ体等の商業宣伝用書体の使用は不可とする。
- ・掲示板に掲出するポスター・貼り紙には適用しない。

● ゴシック体

和文

UD新ゴ NT B

**あいうえおかきくけこアイウ
西宮市役所**

UD新ゴ NT DB

**あいうえおかきくけこアイウ
西宮市役所**

UD新ゴ NT M

**あいうえおかきくけこアイウ
西宮市役所**

UD新ゴ NT L

あいうえおかきくけこアイウ
西宮市役所

英文

Frutiger 65Bold

**ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ
abcdefghijklmnopqrstuvwxyz 0123456789**

Frutiger 55Roman

ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ
abcdefghijklmnopqrstuvwxyz 0123456789

Helvetica Bold **ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ
abcdefghijklmnopqrstuvwxyz 0123456789**

Helvetica Roman ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ
abcdefghijklmnopqrstuvwxyz 0123456789

● 明朝体

和文

A-OTF UD黎ミンPro EB あいうえおかきくけこアイウ
西宮市役所

A-OTF UD黎ミンPro B あいうえおかきくけこアイウ
西宮市役所

A-OTF UD黎ミンPro M あいうえおかきくけこアイウ
西宮市役所

A-OTF UD黎ミンPro L あいうえおかきくけこアイウ
西宮市役所

英文

Rotis Serif 65Bold ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ
abcdefghijklmnopqrstuvwxyz 0123456789

Rotis Serif 55Roman ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ
abcdefghijklmnopqrstuvwxyz 0123456789

(6) 文字サイズ

・文字や図号のサイズは、下記の考え方及び表に従い、視認距離に応じた必要最小限度の大きさとする。

文字サイズ設定の考え方

- ① 車両に向けた交通に係る禁止・注意喚起サインは、視認距離10～20mとし、和文文字サイズを40～80mm程度とする。
 - ② 歩行者等に向けた案内誘導サインの見出しや行き先表示サインは、視認距離5～10mとし、和文文字サイズを20～40mm程度とする。
 - ③ 自転車・歩行者に向けた一定のエリアを対象とする罰則等を伴う禁止事項を表示するサインは、視認距離5～10mとし、和文文字サイズを20～40mm程度とする。（例：自転車放置禁止区域サイン、路上喫煙禁止区域サイン等）
 - ④ 歩行者等に向けた局所的な視認で足りる注意喚起等のサインは、視認距離1～2mとし、和文文字サイズを10mm程度とする。（例：犬の糞始末等）
 - ⑤ 上記②～④以外の歩行者等に向けたサインは、視認距離4～5mとし、和文文字サイズを20mm程度とする。
ただし、物理的な危険を回避することなどのために一定離れた位置から視認する必要があるものにあっては、和文文字サイズを20～40mm程度の範囲で必要最小限度の大きさとしてすることが出来るものとする。（例：滑落注意等）
- ※ 図号の基準枠寸法は、図号のみを表記する場合に適用するものとし、文字を併記する場合はサイン全体のバランスに留意した必要最小限度のサイズとする。
- また、懸垂幕・横断幕による祝賀情報、イベント告知、記名サイン及び案内地図の文字サイズは別途考慮する。

視認距離	和文文字サイズ（高さ）	英文文字サイズ（高さ）	図号の基準枠寸法
1m	9mm	7mm	35mm角以上
5m	20mm	15mm	60mm角以上
10m	40mm	30mm	120mm角以上
20m	80mm	60mm	240mm角以上
30m	120mm	90mm	360mm角以上
40m	160mm	120mm	480mm角以上

参照：「ひと目でわかるシンボルサイン」「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」
（平成13年12月、公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団）

（参照：4-3.日・英対応翻訳表）

(7) 多言語表記

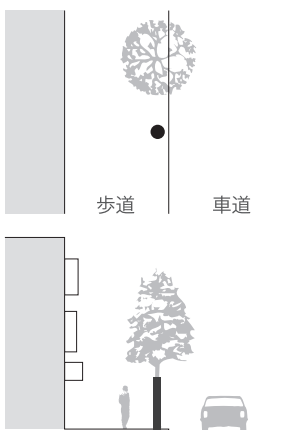
- ・原則2ヵ国語表記（日本語・英語）とする。
- ・表示板サイズの制約等で表記が困難な場合、日本語表記のみとすることができる。
- ・緊急的に設置する仮設サインは多言語表記を必須としない。
- ・日本語・英語以外による説明が必要なサインは、多言語表記説明文を掲載したHPアドレスをQRコードで表示することを検討する。

(8) 設置位置

- ・サインの存在が一見してわかる位置に通行の支障にならないように設置する。
- ・駅周辺等の人通りの多い場所では、通行の支障とならないことを前提に、顕在性が確保できる位置に設置することが望ましい。
- ・街路樹や屋外広告物等との関係に留意し、視認性を損なわないよう設置する。
- ・道路上においては、歩車道境界寄りと敷地境界寄りの2通りの設置が考えられるが、歩道のある広幅員道路の場合は、歩道上の歩車道境界寄りに設置し、歩道のない道路の場合は、敷地境界寄りに設置することを原則とする。
- ・夜間の視認性や判読性を向上させるため、基本的な設置位置に配慮した上で、街路灯の光の届く場所に設置する等の工夫を行う。

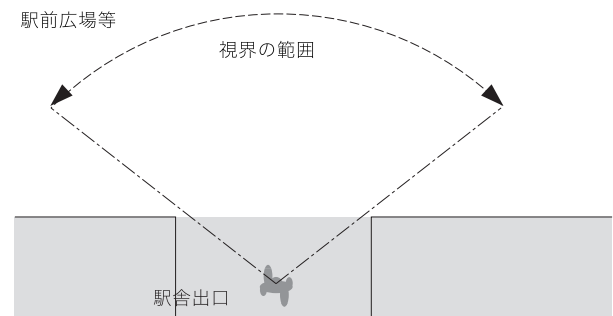
道路上におけるサインの設置位置

・歩道のある広幅員道路の場合



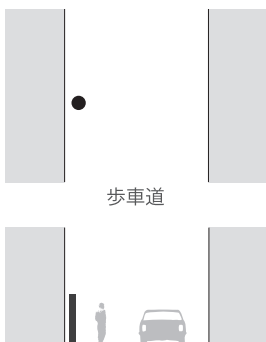
歩道上の歩車道境界寄りに設置
(植栽帯の中も可能)

駅周辺等の人通りの多い場所の設置位置



良好な顕在性が確保できる位置に設置することが望ましい

・歩道のない道路の場合



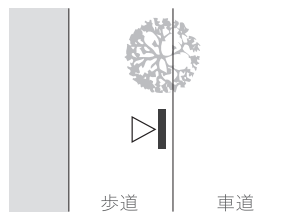
道路の敷地境界寄りに設置

(9) 設置向き

- ・ 歩行者が衝突する恐れのないよう、周辺環境に配慮した設置向きとする必要がある。
- ・ 案内サイン（拠点）と誘導サインの板型の表示面（人の目線高さに設置される表示面）の向きは、基本的に道路に平行とする。
- ・ 歩道のある広幅員道路の場合は、歩道から車道に向かう面を表示面とし、歩道のない道路の場合は、道路側から見て敷地境界に向かう面を表示面とする。

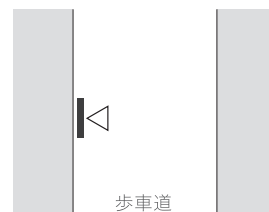
・ 歩道のある広幅員道路の場合

表示の向きは、道路に平行とする



・ 歩道のない道路の場合

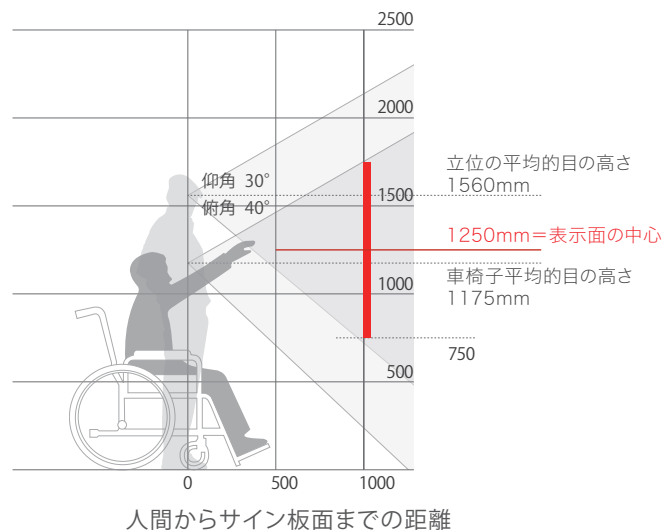
表示の向きは、道路に平行とする



(10) 案内地図の設置高さ

- 案内サイン（拠点）は、車いす利用者と立位の利用者の双方が見やすい高さとする。
- 表示高さは、「立位の利用者と車いす使用者が共通に見やすい範囲である約1350mm（「建築設計資料集成3集 日本建築学会編」より）」が考えられるが、車いす利用者がより見やすい高さとするため、「表示面の中心の高さは1250mm」を基本とする。
- また、車いす利用者が近づいて見ることを考慮し、案内地図は地盤面より750mm以上の高さに配置することが望ましい。
- 歩道空間上に張り出す場合は、下端を路面より2500mm以上（歩道の建築限界）確保する。

案内地図サインの表示高さ



参照：「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」
（平成15年11月、財団法人 道路保全技術センター）

2-4

維持管理の考え方

(1) 管理台帳

- ・サインの管理台帳を作成し、管理番号等による管理を行うことが望ましい。
- ・更新情報（施設名等）は管理台帳に記載し、サインの定期的なメンテナンスを行う。
- ・情報更新の頻度が高い案内地図サインは、地図に整備年月を明記する。
- ・必要に応じて管理番号をサインに明記する。

● 管理台帳（例）

サイン種別、設置場所、管理番号、管理者、設置年月、サイズ、仕様、施工写真、配置図、その他必要な情報を記載

サイン種別	設置場所	管理番号
都市サイン		A-000
施設利用系 - 施設案内系		
施設案内サイン		
整備・維持管理主体	設置年月	
整備 ○○○○課	19○○.○ (昭和○年○月)	
整備 ○○○○課	20○○.○ (平成○年○月) 改修	
サイズ (mm)	仕様	
本体 W1000×H1800×D60	本体 メッキ鋼管+静電粉体塗装	
表示 W600×H600	表示 W600×H600	
施工写真		
配置図		
備考		

(2) メンテナンスの考え方

- ・街の美観を損ねないよう、定期的に表面のチェックや清掃・点検・修繕を行うことが必要である。
- ・サイン本体の更新は、傷や塗装の剥がれ・腐食・退色等の劣化を確認し対応することが必要である。
- ・シート貼りの表示面については、シートの剥がれや退色を確認し対応することが必要である。
- ・貼り紙や落書き等は、定期的に取り除く。また、貼り紙や落書き等が想定される場所では、防止機能を有した表面仕上げとする。
- ・植栽帯にサインを設置した場合、植栽の定期的な剪定が必要である。
- ・サインの表示面は劣化の状態により10年をめぐりに更新を行う。

2-5

仮設サインの設置ルール

長期間設置して老朽化した仮設サインは景観を阻害する。

本市の仮設サインの設置ルールを以下に示す。

仮設サインの設置条件

-
1. 設置可能な情報
- ・ 犯罪・事故等の緊急的な事象発生後に一時的な注意喚起が必要な場合。
 - ・ 常設サイン設置までの間、一時的に設置を行う必要がある場合。
 - ・ イベント情報の告知やイベント会場への案内誘導、大会出場等の祝賀情報、公園の季節情報等の一時的な情報を掲出する場合。
 - ・ その他、景観担当部署との協議により必要と認められた場合。
2. 設置期間
- ・ 原則3ヶ月以内で必要最小限の期間とする。
 - ・ 3ヶ月を超える場合、景観担当部署との協議により最長6ヶ月まで延長できるものとする。
 - ・ イベント告知サインは、開催日の14日前からイベント終了までの期間とする。（設置期間が法令で定められている場合を除く）
 - ・ マナーサイン等の配布サイン（P.39参照）及び宅地分譲等の3ヶ月を超えて継続する事業に係るサインについては設置期間の適用除外とする。
3. 設置場所
- ・ 道路上で信号機及び道路標識の視認性を阻害しない場所。
（電柱・照明柱・防護柵への固定、植栽帯内自立等）
 - ・ 公共的な祭りやイベント等を開催する公共施設や公園の歩行者動線を妨げない位置。
 - ・ 小学校等の公共施設の建物の壁面や出入口周辺の構造物で極力美観を阻害しない位置。
 - ・ その他、景観担当部署との協議により必要と認められた場所。
4. 設置できない場所
- ・ 交差点から直近5m以内（交通にかかる緊急的な注意喚起・誘導を除く）。
 - ・ 死角ができる場所。
 - ・ 文化財や都市景観形成建築物など地域の重要な景観資源に接する道路、公園及びこれらに類する公共空間。

仮設サインの設置条件

5. 設置可能規模

サインの種類	単体のサイズ規定
1. 立て看板、置き看板	板面 1 m ² 以下
2. 壁、垣・塀利用看板	板面 0.5 m ² 以下、設置間距離 5 m以上
3. のぼり・バナー	表示面積 2 m ² 以下、相互間距離 5 m以上
4. 懸垂幕・横断幕	景観担当部署と協議により必要と認められたサイズ

※上記により難しい場合は別途景観担当部署と協議する

6. 色彩

- ・ 仮設サインに使用する色彩のルールはP35～P39を参照すること。
(みやたん等のキャラクターが出演するイベント等の告知サインにあるキャラクターの色彩を除く)
- ・ 上記により難しい場合は、別途景観担当部署と協議のうえ、情報伝達や景観に十分配慮した色を用いる。

7. 適用除外

- ・ 道路、公園及び水路等の都市基盤施設の管理者等が、従前に市長と協議を行った整備計画に基づき表示し、又は設置するもの。
- ・ 工事中の看板。
- ・ 道路・交通管理者が設置する緊急を要する注意喚起や道路交通情報の周知等の横断幕。
- ・ 美術館・博物館イベント告知。
- ・ 恒久的な掲示板内へのポスター設置及びこれに類するもの。
- ・ イベント期間中に会場内に設置するもの。(のぼりの相互間距離の規定を除く)
- ・ 不特定多数が通行する公共施設へ設置しないもの。

仮設サインの設置方法

1. 立て看板

定義：木製等の簡易な仕様による耐候性の低い看板を金具などで工作物や地面に簡易に固定するもの。

色彩：使用する色はイベント告知は3色以下とし、それ以外にあってはピクトグラムを除き2色以下とする。

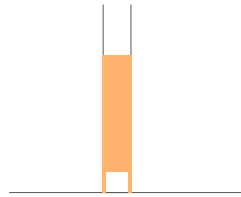
設置方針：道路上や通路では周辺から死角にならない幅や高さとする。
(例：電柱より狭い幅、人が隠れられない幅と高さ)

その他の設置ルール：原則として本章の基本ルールを遵守する。

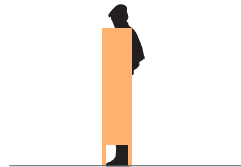
設置例：一時的な注意喚起等。

良い例

● 電柱より幅を狭くする

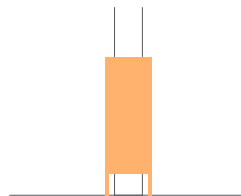


● 人が隠れられない幅と高さ

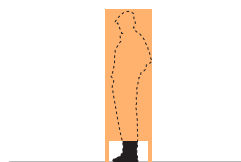


悪い例

● 電柱よりはみ出している



● 人が隠られるサイズ
(死角の発生)



仮設サインの設置方法

2. のぼり・バナー

定義：細長い旗を竿や支柱等につけて掲出するもの。

色彩：白色を含む3色までとする。

設置方針：相互間距離5m以上とする。

(路肩から5m以上の場所に設置する場合を除く)

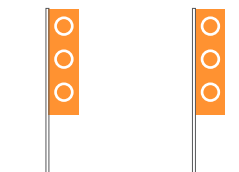
その他の設置ルール：シンプルかつ効果的なデザインや配置とする。

設置例：市民祭り等の全市的または地域イベントの告知。

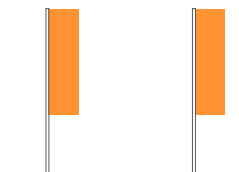
良い例



● 2色だけでも十分効果的



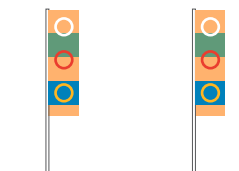
● 基数を限定する方が効果的



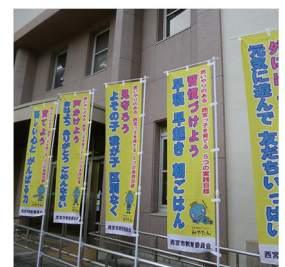
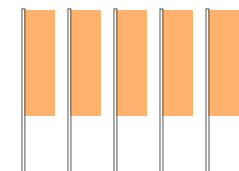
悪い例



● 派手すぎて情報が入ってこない



● 大量に設置して煩雑になり
情報が入ってこない



仮設サインの設置方法

3. 懸垂幕

- 定義：壁面若しくは柱体部に設置された定着用フレームに掲出するもの。
- 色彩：地色の色彩は白色を原則とする。使用可能な色彩は、白色を含む3色までとする。
- 設置方針：掲出にあたっては、建築物及び工作物等の意匠を損なわないようにする。
- その他の設置ルール：原則として本章の基本ルールを遵守する。
- 設置例：オリンピック、甲子園出場等の祝賀情報、全市的イベント告知等。



4. ポスター・貼り紙

- 定義：紙媒体の印刷物。
- 色彩：制限は行わない。
- 設置方針：綺麗に整理して配置する。
- その他の設置ルール：掲示板以外への掲出は原則禁止とする。
- 設置例：掲示板内に貼る自治体の告知情報、啓発情報。



仮設サインの設置方法

5. 置き看板

定義：基礎がなく地面に据え置くサイン。

色彩：使用する色は3色以下とし、それ以外にあってはピクトグラムを除き2色以下とする。

設置方針：道路上や通路では周辺から死角にならないような幅や高さとする。通行の妨げとならないようにする。

その他の設置ルール：耐候性の高い仕様による美観に配慮した置き看板は設置可とする。（執務・営業時間内に限る。）原則として本章の基本ルールを遵守する。

設置例：基礎による定着が困難な場合や可動式とする必要があるサイン。



6. 横断幕

定義：横長の幕に情報を掲出するもの。

色彩：地色の色彩は白色を原則とする。使用可能な色彩は、白色を含む3色までとする。

設置方針：掲出にあたっては、建築物及び工作物等の意匠を損なわないようにする。

その他の設置ルール：原則として本章の基本ルールを遵守する。

設置例：全市的イベント告知・祝賀情報等。



仮設サインの設置方法

7. 配布サイン

定 義：市が住民や事業者に配布して私有地に設置するサイン。

色 彩：原則として本章の色彩ルールを遵守する。

その他の設置ルール：必要最小限のサイズ及び配布とし、効果が出れば撤去する。

設 置 例：禁止・注意喚起・マナー等の周知を促すサイン。



2-6

設置可否一覧

本マニュアルは、主に下記サインを対象とする。

下記以外のサインを設置する場合は本マニュアルを参考にして、景観担当部署と協議の上検討すること。

主な対象サイン一覧

種 別	サインの種類	常設	仮設	内容
公園・広場	1. 施設案内サイン	○	×	公園や広場内の案内地図
	2. 施設誘導サイン	○	×	公園や広場内の誘導
	3. 施設名称サイン	○	×	公園や広場の施設名称
	4. 禁止サイン	○	△	公園や広場内での禁止事項
	5. 注意喚起サイン	○	△	公園や広場内での注意喚起
	6. マナーサイン	○	△	マナー向上のための注意喚起
	7. イベント等告知サイン	×	△	花見等の季節ごとに必要となる情報
歩道・道路	8. 案内サイン	○	×	歩道や道路内の周辺地域や施設等を案内する地図
	9. 誘導サイン	○	×	歩道や道路内での周辺施設等への誘導
	10. 記名サイン	○	×	歩道や道路の名称
	11. 禁止サイン（駐輪禁止等）	○	△	歩道や道路内での禁止事項
	12. 注意喚起サイン	○	△	歩道や道路内での注意喚起
	13. マナーサイン	○	△	マナー向上のための注意喚起
その他の 公共施設	14. 施設案内サイン（ごみ収集）	○	△	地域のゴミ収集
	15. 施設案内サイン	○	×	公共施設内の案内地図
	16. 施設誘導サイン	○	×	公共施設内の誘導
	17. 施設名称サイン	○	×	公共施設内の施設名称
	18. 禁止サイン（駐輪・喫煙禁止）	○	△	公共施設内の禁止事項
	19. 注意喚起サイン	○	△	公共施設内での注意喚起
	20. マナーサイン	○	△	マナー向上のための注意喚起
	21. ポスター・貼り紙類	×	△	公共の告知情報を掲載する掲示板内のみ可
	22. イベント等告知サイン	×	△	公共のイベントや祝賀情報の告知
市内全域	23. 道徳啓発サイン	×	△	様々な道徳を啓発する情報
その他	24. 配布サイン	×	△	市が住民や事業者に配布して私有地に設置する禁止事項・注意喚起等のサイン

○ ... 設置可能 △ ... 設置ルールに適合する場合は設置可能 × ... 設置不可